

## 平成26年度第4回市民自治推進委員会

開催日時 平成26年10月30日 10時から

開催場所 市役所402会議室

出席者

(委員) 中川委員、藤堂委員、澤井委員、野口委員、樋口委員、上田委員、入口委員、津田委員、橋本委員

(事務局) 杉浦市民活動推進課長、八重市民活動推進課長補佐、金子市民活動推進係長

欠席者

なし

案件 自治基本条例の見直しについて

事務局より資料説明

【中川委員長】 第8章について質問、意見が出ています。意見については、今後の方向性までかわるものもあるかと思いますが、質問については事務局から一括して答えていただけませんか。

【事務局】 50条の意見にあります、まちづくりアドバイザー派遣制度は、他自治体でも制度としてあるようです。そういうものも施策の手法として検討する必要があるかと考えております。近隣の自治連合会との連携については、藤堂委員のお力を借りまして、今後進めて参りたいと考えております。

51条の意見では、確かにインターネットでのアップロードが遅れ、タイムラグが生じているものもありますが、今後検証結果を報告書としてまとめていきますので、その中でリアルタイムに情報提供できるようにすべきである旨を記載したいと考えております。

災害時についての質問ですが、市内の社会福祉法人と福祉避難所として協定を結んだり、生駒市と医師会とで災害時における医療救護についての協定書を取り交わしています。また、生駒市医師会医療救護計画も策定されております。そういうことから、それらの中にも障がいをお持ちの方であったり、福祉避難所の取りまとめもされて、問題点として考えておられますので、何らかの情報はつかんでおられるという認識を持っております。医療救護計画とか、あと、福祉避難所の協定についての詳細については、ちょっと御説明に至るまでは情報を持ち得ておりませんが、そういった形で市の医師会との医療救護計画であったり災害時における医療救護についての協定書というのも生駒市の医師会と締結されておりますということだけお伝えさせていただこうと思います。

あと、災害相互応援協定の質問ですが、大東市と四條畷市が増え8市になります。また、今年度中において、県内の他の自治体との協定も結ぶ動きもあることから、解説には数字を入れるのではなく、近隣の都市間等の表現としたほうがいいのかと考えております。

52条の意見の奈良県との協力関係ですが、1つの事例として、10月17日の新聞報道で、奈良県と天理市でまちづくりに関する包括協定を結ばれ、今後は県内の全ての自治体とそういったものを締結していきたいという知事のコメントがありました。なお、行政課題については、奈良県とも協力を進めながら事業を進めております。

あと、環境自治体会議の件の意見ですが御指摘のとおりですので、解説に記載の方向で考えております。なお、環境自治体会議については、全国で53の自治体が加盟しており、県内では生駒市だけとなっております。

53条ですが、国際化基本方針について担当課に確認したところ、市ホームページでは公開してい

ないので対応するとのことでした。あと、翻訳ソフトの件ですが、平成26、27年度において、ホームページのリニューアル事業を進めてますので、担当課にこういった意見があるということをお伝えしたいと思います。

以上が、8章の質問・意見への回答とさせていただきますと思います。

【中川委員長】 各委員の質問・意見は、制度化に向けた話とか、現状についての質問でした。条文変更はないということでもいいかと思いますが、解説で変更すべき箇所はどうでしょうか。

【事務局】 先ほどの51条の解説については、数字を用いない形で変更したいと思います。

【中川委員長】 解説を少しだけ変更ということです。それでは、他に補足等ございましたらお願いします。

【樋口委員】 先ほどの奈良県の話は、制度は作ってくれてますが、それがきちんと使えるような関係にあるのかというところが問題なので、条例に規定がある限り、トップの方も十分認識していただき、そういう動きをしていただければと思います。

【中川委員長】 条例に書いてあるのは謳い文句ではなく、実体化する義務があるということをおっしゃっていると思います。このように努めますではなく、現実に実行できることはたくさんあるわけで、それをもっと出してくださいということです。

【津田委員】 少なくとも解説で書かれている文言については検索をした場合にすぐ出るようにした方がいいのではないかと思います。

【上田委員】 協定、連携等についてですが、福祉関係については、一覧表がインターネットで出てきません。夫が障がい者で、この間も転倒し、中学生に助けられて、そのときになって、本人は血が流れたときに、透析患者なので、救急隊の人が透析の病院はどこですかと。透析の病院は救急病院でないの、そこは断られました。実際、障がいを持っていたら、救急隊の人が知らないような情報のことでは困るので、横の連絡が取れていないと、連携とか協力という中で弱者がどんどん忘れられているの違うかなという気がしています。この前も、広島の大災害がありましたが、最終的にそういうのが大きな範囲になったときにはつかみ切れていないというのがあり、そのための協定でないかと思っています。

【中川委員長】 条文の変更の話でなく、施策についての御要望ですね。

それでは、第8章については、条文の改正は必要ないということと、解説は先ほど出た御意見を反映して、分かりやすく工夫してください。

それでは、第2章に入ります。

【事務局】 第2章は4条から第6条となります。4条であれば、関連する第46条と第47条を受けて修正する必要があるという意見ではありませんでしたが、いただいた意見は参考にさせていただきます。

5条ですが、追加資料として、参画と協働の指針の形態に合わせ、平成25年度末で調査しました参画と協働の事例調査結果を追加資料として配布しております。その結果が159件となっております。平成20年度は133件で、調査形態が若干違うので、単純に増えたという説明は難しいですが、今後も指針に基づいた調査をしていきたいと考えています。

なお、結果として159件ありましたが、まだまだ不十分ということは認識しております。それについては、事務局の責任もありますが、取り組みとしてはもっとあるのではと考えております。ただ、133件から159件と、増えているというものは評価できるのではないかと考えております。

6条ですが、担当課から、条文についての変更はないですが、解説について変更した方が分かりやすいのではないかとということで提案されました。

これに対して、津田委員から、「なぜ基本的な人権は省かれているのでしょうか」と意見をいただきました。担当課に確認したところ、「誰もが個人として基本的な人権が尊重され」の部分は、表現が分かりにくいのではないかとのことでした。基本的な人権をいかにすれば、「参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され」という表現をした方がより分かりやすいのではないかとのことでした。

あと、後段で、「部落差別、障がい者差別などいわれのない人権侵害について」という箇所について、人権侵害も多様化、インターネットにおける様々な差別事象、性別に関する差別など、いろいろな事象が出てきているということから、具体的に事象を挙げなくてもいいのではないかとのことでした。

【中川委員長】 意見をいただきました各委員から補足がありましたらお願いします。

【樋口委員】 前回、入口委員がおっしゃったように、具体的に事業を進めていく段階でもう決まったものが提示されて、この4条は、協働を進めていくためにまちづくりに関する情報を共有していきますということですが、形式的に色んな情報が全部出されてはいますが、一番根本の部分のこれから協働してやりましょうという一番前段の部分の情報が実は余り市民に届いていないというところが問題なのではないのかというところで、そういう認識に立ったときに、では、どういう具体的な制度が必要なのかというところは考えていただく必要があるのではないかとということで意見として書いたのと、協働事業というのは、住民と一緒に汗をかいてやっていくような手間暇かかる部分というのが、案外置いてきぼりになっていないのかと。だから、意見交換しましたとか意見を聞きましたという、それも本当に直ぐできるようなことは事例としてたくさんありますが、職員と住民が一緒になって手に手をとって一緒に汗をかいてやってきましょうという部分がどの程度できているのかというところが疑問に思っているところであり、そういうニーズが無いからということであれば仕方ないことですが、多分そうではないと思いますので、単純に参画と協働というフラッグを立ててしまうと協働もたくさんあるように見えますが、実は、きっちりやっていくというか、一緒に汗をかいてやっていくようなところというのは余りないのでないでしょうか。そこがどの程度できていますかということと、そういう制度がちゃんと整っているのかどうかというところは、一度検証される必要があるのではないかと考えています。

【中川委員長】 これは大変重要な問題を含んでいますので、別途、議論しましょう。

今おっしゃったことは事業協働ばかりで、意思形成過程とか現状をどう問題意識を共有する、そのためにどんな方策があるのかという、政策形成の前段階あるいは政策形成決定段階の市民参画制度というのがまだ発達していないということだと思います。別添資料で出されたのは、事業協働ばかりですね。政策を決定された事業を市民と一緒にやっています。しかし、こういう事業協働をやるためには、意思形成段階から情報を共有して一緒にやらないと、事業協働をやるパワーが出ないですね。やらされ感が出てくる、そういう限界もあるのでないかという意味だと思います。そのための施策制度がもっと必要ではないかということだと思うので、条文の変更という問題ではないかも知れませんが、そういう趣旨でもう一度議論した方がいいかも知れません。

【藤堂委員】 樋口委員の今おっしゃったことは非常に共感いたしますので、その点について、また別途議論するということでしたので、そのときにお話しさせていただきます。

【津田委員】 具体的に情報を共有して、市民と市と、あるいは市民同士が協働していく具体的なもの何かと言うと、これまでの話から言うと、市民自治協議会だと思います。だから、その仕掛けに対してどれぐらい手が打たれているのか、そこが気になります。

【上田委員】 委員長がおっしゃったように、そう言われれば、私たちのやっていることは、言われたことをそれに乗っかってやっているだけかと思いますが、一部、私たちから意見を出して、それ

が取り上げられてやっているというのもあります。そのいったことがもう少し増やしていければというのを感じました。

【中川委員長】 話は戻りますが、津田委員、第6条についてはよろしいでしょうか。

【津田委員】 部落差別、障がい者差別だけを出すと、これだけが強調されているような感じはしなくはないですが、差別というのを、一体どういうものを指しているのかというのが分かりにくいのでないかと思いました。逆に、色んな差別が増えていますというような項目を入れて、これも実は差別ですというような説明もあっていいのかと思いました。

【樋口委員】 総合計画などには基本的人権の尊重という言葉があると思いますので、よく使う言葉はそのまま使っていた方が分かりやすいという津田委員のおっしゃるとおりだと思います。書きぶりがややこしいということであれば、事務局から提案された、「…一人ひとりの基本的人権が尊重され…」という書き方にすればいいのでないかと思います。

それと、差別はどのようなものがあるのかという例示がないと分かりにくいということであれば、いろんな差別があります、そういうものに対しての解決に取り組むことを含んでいますという、1文にすると長くなるので、そこを切ろうとすると中途半端になるということが問題であれば、センテンスを分けて、きちっと書くというのも手かとは思いますが。

【橋本委員】 前段の基本的な人権については、このままでいいのでないかと思いますが、後段は2つだけ入れているというのはいかがでしょうかと思うので、修正どおりにしてもらった方がいいのではないかと思います。

【澤井委員】 だんだんいろんな差別が増えているからというので、挙げると切りがないというのはどうかと。解説だから、具体的な差別事象については、形については挙げておいた方が分かりやすいだろうと思います。

【中川委員長】 総合計画の人権の分野ではどうなってますでしょうか。

【事務局】 同和問題、高齢者、障がい者、インターネット等が挙げられています。

【中川委員長】 在住外国人や女性の人権は入ってますか。

【事務局】 人権の分野ではないですが、多文化共生の分野、男女共同参画の分野があります。

【中川委員長】 そのカテゴリーは基本的にどこの自治体でも使っているから、同和、障がい者、高齢者、女性、在住外国人などのいわれのない人権侵害。それから、話に出ているネット上の差別発言・事象など。人権担当課に相談して、書き方は検討してみてください。ネット今一番大きい問題です。それらを入れて、事例を入れ、総合計画に対応した形でやった方がいいかと思います。

それでは、先ほど樋口委員がおっしゃられた意見ですが、意見があれば賜りたいと思います。

先般、奈良市で研修があり、このような話がありました。救急車がタクシー代わりに利用されるという状態があって、非常に困っているということを消防がおっしゃった。そして、「なぜ、市民参画し、救急車の安易な利用を今後、市民運動としてどうして防いでいき、あるいは、克服していくかという会議をしないのですか」と私は聞いた。それこそ課題に対応した政策形成に市民とともに参画して作り上げていく姿勢でしょうと。困ってますで止まってしまいませんか、市民も責任ある話でないですかということ逆を申し上げました。こういうことが、実は政策形成段階の市民参画です。そうすると、例えば奈良市における救急車の安易な利用に関するペナルティであるとか、あるいはペナルティを入れないでも誘導していくとか、そういう誘導政策は生まれてくるはず。例えばポスターを一斉に掲示するとか、各自治会、町内会に協力依頼をするとか、そういうアクションを起こしているのですかという話になります。困っているだけで、やっていないということです。

それから、次に、同じく消防ですが、政策評価指標で出てきているのがアウトプット指標で、その

アウトプット指標も、行政側がどれだけAEDを設置したとか、どれだけ火災を消火したとか、あるいはどれだけ救急車で出動してどれだけ人を運んだか、そういうことばかりです。考え方が違いますかと私が言ったのは、例えばAEDが何千カ所設置されていますということよりも、そのAEDを使える市民がどれだけ増えたのかと。総市民比率の中でどれだけのパーセンテージ、AEDを使える市民が増えてきているかが逆に市民参画のアウトカムでないですかと。同じように、救命救急士の資格を持っている市民が民間にどれだけいるのですかと。それが市民参画と協働の精神でないですかと話しました。この精神で一斉に見直して欲しいと言いました。澤井委員、意見ございますでしょうか。

【澤井委員】 協働の形は各課の方で自己評価していると思うのですが、中身についての評価というのはないわけですが、協働の事例集みたいなのを作り、それにかなり具体的な事例を幾つか出すと分かりやすいかと思います。例えば委託は協働に定義付けています、協働に該当するような委託はどんな形なのかということがあってもいいのではないかと。こういう委託だったら協働になると。単なる委託は単なる下請になりますので。そういう点では、委託でも協働と、市民と一緒に汗をかくというところがあるので、例えば委託契約の中身をどうするかということも含めて、委託自身をいわば協働の形に変えていく1つの形、契機になっていくのではないかと思います。その点では、協働の具体的な事例をもう少し実際に検討した方がいいのではないかと思います。

【津田委員】 情報を共有化して協働しようというのが話の基本だと思います。いろんな仕掛けがありますが、一番身近で継続的で地域に密着した話が、市民自治協議会の設置だと思います。そこにかかっているから、自治基本条例が大きく全体を通してながら地域政策というのがきちんと市民の考えを入れながらできるように組まれていると思います。だから、地域で市民と市民同士、あるいは市民と行政の継続対話ができる状況ができることによって、初めてこれまでとは違う色んなアイデアが出てきたりもすると思います。

例えば、事業所もそうですし、委員長の言われた救急車の話ですが、都市部、東京都であれば、介護タクシーとかがありますよね。あの人たちは、いざ災害になったら、救急搬送できるような状況ができるとか、あるいは、救命が定期的に行けるとか、そういう役割を担ったりもしています。あるいは、福祉の話でしたら、地域包括支援センターは都市部では便利な場所にありますが、生駒市は便利な場所にはないです。そうすると、地域の核になりづらいです。社会福祉協議会もそうです。以前の会議にて、何でも相談所みたいな話を提案させてもらいましたが、例えば、地域によって違いますが、鹿ノ台であれば住宅街にある商店街はシャッターが下りてますので、そういうところに何でも相談所みたいなものがあるって、そこでいろんな融合していくような仕組みづくりとか、そこで生の声が聞こえていけるとか、リアルタイムのキャッチボールが必要なのではないかと。そのためには、継続的にいい状況を作るための努力というのは要ると思います。苦しみはあると思いますが、そういう場がない限りできようがないので、そういう場を作っていくということをもっと積極的に考えた方がいいのではないかと感じます。

【中川委員長】 現状に関する樋口委員の厳しい御指摘というのは大変意味があると思います。それは、事業協働に余り意識が傾き過ぎていて、一緒に手を組んでやるような事業以外は参画と協働ではないというような、逆に縮めてしまうような発想があるのでないかと。むしろ、意思形成過程から一緒にやろう、そのためには、情報をもっと共有するべく出していこうという姿勢が必要だということだと思う。津田委員がおっしゃったのは、コミュニティベースの住民自治側の体制をもっと強化する、あるいは活性化していかないと、何かも全て行政側の資源で持たれられ、団体自治のコストが上がっていき、凄く負荷がかかってくる、その分、結局、住民も弱っていきます。例えば地域包

括支援センターの話にしても、団体自治としてやらねばならないと思っていますが、そうすると、今の行政では値段の高い便利な場所へなかなか行きません。そうすると、土地の余っている場所へいく。そうすると、その団体自治のパフォーマンスが落ちる。それが妙な関係になっているので、その辺の関係も、もっと住民自治を拠点化していけば、相談事業とかは委託できるのでないかと。そこから出てきたデータを地域包括に回して行って、またそこからアクセスをかけるとか。だから、住民自治側がもっと公共事業とか行政事務を受けて立てるような、そういう強い住民自治を作っていかなければならないのでないかということをお示唆なさったと思います。

だから、住民自治の方が強くなると、団体自治はコストが上がるばかりです。地域とか市民社会が弱れば弱ほど、行政は後追いで追いつけないと仕方ない。全市、防犯カメラをつけるとか、全市ユニバーサルデザインの道路にしてくださいと言われても無理です。そういう事態が来ているわけなので、そこに向けた参画、協働というのは、もっと住民自治を強化していく、それと合わせて手を結んでいく。それから現状をもっと市民にも理解してもらう。何でもかんでも市役所がやってくださいうのはおかしい、そういうことは、救急車のタクシー利用に関して消防はそこまで踏み込まなければいけないのではないかといった趣旨なのです。そのためには、しんどい情報も住民が理解してくださいという意味で、いわゆる生情報をもっと提供すべきだと。これは、姿勢の問題だけでなく、制度化をもっと急がないとという気がします。

**【樋口委員】** 全庁的にこの理念・姿勢がどうも浸透していないので、現場はそれなりにいろいろ汗かかないといけなところは別にあるので、そこにどうしても意識が行ってしまいがちになるけれども、この精神が浸透すれば、物の考え方は変わってきて、今やっていることあるいはこれから制度化を進めていこうと考えているようなものがその精神に沿ったものになっていく可能性はあります。今はそこまでまだ至っていないのかと思います。

**【事務局】** 樋口委員がおっしゃったように、まだまだ職員へ徹底されていない部分はあると思います。ただ、事業を進めていく上で、行政が情報を投げかけ、地元と課題を共有し、考えていっているという事業もあります。ただ、認識している部署もあるし、そうでない部署もありますので、そこは課題だと思います。

**【藤堂委員】** 住民側から言いますと、市側がおっしゃったようにそういうことを進めていただくというのは是非お願いしたいところではありますが、市の職員の人的な制限であるとかある施策のタイムリミットの関係で、それがどうしてもある程度はしよられた形で地域においてくるということがあり、津田委員おっしゃったように、実際に住民と本当に汗をかいて協働していくためには、混沌としたようなところから物を作り上げていくためにはある程度の時間というのが必要になってきますので、もちろんそういう時間をかけられないものもあるのかもしれませんが、それに対して市の職員がある程度踏み込んでいただかないと、もうこの辺で切り上げてやめようみたいな、どうしてもお互いに消化不良になってしまう部分があって、住民が成長できずに、市に要求だけ突きつけて住民サイドが終わってしまうようなことがあるので、双方が成長しなければならないと認識していますが、その辺について、ある程度長い目で見たような施策というのは、市民も行政も成長していくには必要かと思っています。

**【中川委員長】** 1つだけ参考で言いますと、総合計画は、後期も前期もそうですけど、市民、団体、事業者の役割と行政の役割と分けています。しっかりとした仕掛けとして入っています。ですから、各担当部局においては、市民の役割のところは、上手く動いていないとなれば、それに向けたアクションを考える責任があると協働推進担当課としては言う権利があります。だから、全編にわたって参画と協働は総合計画では貫かれています。参画、協働の章だけを作っても、上手くいきません。

どの分野においても市民の役割、行政の役割と分け、相対的に行政の役割は大きい部分もありますが、必ずあります。総合計画をいわば後ろ盾にして、そのところをきちっと掘り起こしていますかということを問いかけることも一つの方法です。

それでは、3章に行きます。

**【事務局】** 3章が、第7条から第9条になります。

第7条は、樋口委員より、市民がまちづくりに参画する権利を有していると謳いながら、そのための行政の姿勢、取り組みが十分とは言えない。何が足りないかは、本検証において様々に意見が出されており、これに基づき全庁的に今後の取り組みを検討する必要があるという御意見をいただいております。

8条では、20歳未満の青少年、子どもたちに対する権利を有しますという規定ですが、行政側の制度、取り組みというものは有りますかとの意見です。

例えば、市民活動推進課がこの規定に基づき制度化したものは、市民活動団体支援制度で、18歳以上の市民が支援したい団体を届出できるとしており、他に、市民投票条例の投票資格者を18歳以上としています。

なお、それ以外にも、出前授業として、次世代を担う子どもたちへの市政への関心と理解を深めてもらうために、保健予防、福祉、環境などの分野で行われています。また、生涯学習であれば、青少年の健全育成とその活動の指導を目指した生駒あすなろ会や、市民のまちづくりへの意見を伺うものとして、たけまるモニター制度があり、市内在住、在勤の18歳以上の市民の方が登録していただいております。

9条では、御意見等はございません。

**【中川委員長】** ありがとうございます。

御意見をいただいている委員で、追加の御意見等ある方はどうぞ。

**【樋口委員】** この委員会では条例を検証してきて、最後どういうまとめになるのか分かりませんが、今日の資料を見ていると、条例の解説文と条例をこのように変えますというだけがアウトプットになってしまうのではないかと、危機感、危惧を感じてまして、いろいろこれまで議論をしてきて、こんなことをしてはどうかという具体的なものから、ここは今問題でないかというような意見から、かなり幅広くいろんなアイデアや意見が出てきていたと思いますが、それを検証報告書として取りまとめ、それを全庁的に、こういう意見がある、ここが課題であるというところを知っていただくことが必要なのではないかと思いますので、先ほどの議論を踏まえて考えますと、そういうまとめをやっていく必要があるのではないかと。検証報告書をまとめて、課題をそこから抽出して、あるいは具体的にこういうことができるのではないかと、それを担当課で検討していただくという流れが必要なのではないかと思います。

**【事務局】** それについては、事務局もおっしゃるとおりだと思っています。今回お示ししたのは、今までの議論の中で条文の改正であったり、解説の文言の変更として出ているものをお示ししていますが、次の第5回目の委員会の際、今まで出していただいた行政側に投げかけられた課題、意見は、要約させていただき、盛り込みをしたいと考えております。

**【藤堂委員】** 20歳未満の青少年のまちづくりへの参画ということに関しましては、ある程度、学校教育も関係してくるのでないかと思いますので、教育現場で子どもたちがこの年代でできることもあるでしょうし、将来、市民として市政に参画していけるような市民を育てていただけるような教育内容というのを是非実施していただきたいと思っておりますし、例えばの話ですが、以前、京都の大原の小中一貫校を見学した時に、9年生、中学生が卒業するときに、自分たちのまちがこうなって欲しい

というような、地域のまちづくりの提言書を作っていますが、そこまでというわけでないですが、そういう方法もあるのでないかというのを感じました。

**【澤井委員】** 先ほどの参画と協働の事例の資料を見ると、教育委員会は全然入ってないですね。意識がないのでしょうか。それはやはりきちんとやってもらいたい。小学生、中学生が、どうまちづくりに参加するかと。政策提言などはまちを知らないとできませんから。子どもはよく見えていますから。そういう意味で、教育委員会が位置付けてもらわないといけないという気がします。コミュニティ・スクールという言葉自身は入ってますか？

**【事務局】** コミュニティ・スクールという言葉はないです。

**【澤井委員】** 今後、市民自治協議会を作っていくときに、学校という役割は結構大きいと思います。京都市の場合、学校というのはコミュニティの中心です。むしろコミュニティが学校を作ってきたという、それこそ、明治の初めから、学区制ができる前から作ってきた伝統がある、それは大原にもつながっているのかも知れません。そういう意味で、コミュニティ・スクールとして、学校が地域の中心になって、地域自治を築いていくという発想をどこかで持ったほうがいいのかも知れません。

**【藤堂委員】** 大原は都会でないですが、コミュニティ・スクールとしてやっていますが、そうなったときに、学校の事業の意思決定に、地域の人も入っていくという形でされていますが、それ以前は、学校協議会みたいなものでたまに意見聴取をされるだけという、その時代に比べると、現在やっておられるということの方を地域としては評価されて頑張っておられますが、以前のようにたまに人が来て学校の表面的な報告を受けて意見を言うだけみたいなのは、全然実効的なものでないです。ただ、それをやる時には、学校側の受け入れ態勢というか、地域と一緒にやっというスタンスが非常に大切で、学校側が、自分たちの思うようなことをしたいから、余り周りから余計なことを言われたくないとか、そのときには学校の良くないところも地域には全部出してくださいという形で地域の人はやっていますとおっしゃるんですが、学校は、学校側で余り表面的に出したくないことというのは伏せておきたいようなところもあるでしょうから、その辺のところでも少し意識改革をしていただかないと難しい部分があるのかと思います。でも、本当にそういう形で地域と連携していけたら、子どもたちのためにもなるでしょうし、子どもも、ボランティアに何かをしてもらって守ってもらうというだけでなく、ある程度、能動的に参画していくという方向性になっていかないと、この条文は生きてこないのかと思います。

**【中川委員長】** 京都は、町立の小学校ですね。だから、小学校を作ることができないのは町の恥ということで、みなきちっと作って行って、それが現在の学区としてきちっと守られている。番組自治会と言いますが、その番組自治会自ら学校を作っているんです。明治政府はお金が無かったので、小学校を作ってくださいと頼んだのですが、小学校を作らないところは強制合併させていきました。だから、学校を持っている村とか町というのは、凄いプライドを持っています。それが1つのコミュニティのシンボルでもありました。ところが、戦後、新設された中学校はそういうベースを持っていません。やらされ感で造られました。しかも、住民はお金を一切拠出してない。その後の新設小学校というのは人口急増期にできているので、これも行政に要求して造らせたみたいなものがあるから、それ以後、住民は要求することばかりに姿勢が傾いています。これがまだ後遺症が残っています。

だから、新たに、小学校もそうですが、地域の宝ですよと、地域とつながっていくんですよと逆に戻していく、そういうアクションが要ります。ところが、それに抵抗する内部の力もある。それは何かというと、モンスターペアレントが多発しているということです。学校の先生は物凄いストレスに耐えている。それから、説明責任ばかり要求されるので、授業とか放課後の活動に割く力が減ってき

ていて、書類作りに追われています。やる先生と直ぐ帰る先生が、乖離現象が起こしています。これは全国共通の話です。

だから、それをどう地域で取り戻すかといったとき、学校にばかり要求していても仕方がない面があって、やはり地域と学校とが手を結ぶ場面をたくさん作っていくしかないと思います。だから、今お話があったように、子どもが地域の力のお蔭で守られているという実感を親も学校も持てるという運動を起こすとか、挨拶運動とかお見送り運動とかお迎え運動とか、そういう実態的なアクションが必要だと思います。京都では、かなりしんどいところも出てきてますが、できています。困ったときは京都を見直すぐらいの考え方でいいと思う。あそこが原点ですね。なので、京都なのでできたのでしようと、京都の真似はできませんという言い方でなくて、京都を見習うと、何か失ったもの、回復すべきものが見えてくるというような気がします。

**【津田委員】** 生駒もあると思います。高山サイエスタウンとか、ふるさとミュージアムとか、歴史的な行事である往馬の火祭りでやっている子どもたちの活動とか、生駒の宝だと思いますが、残念ながら、例えばサイエスタウンで祭りをやると、その時だけ行って、何か物を買って、食べて、帰る、それで終わりみたいな感じになっています。そこノーベル賞をとった人が研究していて、そういう地道な研究から大きなものが生まれていくというような場所があるのですが、なかなかそういう雰囲気伝わっていかないというのは残念なことだと思います。

**【中川委員長】** 口で言うほど簡単ではないことは事実です。自治会連合会に凄い負担が掛かっていることも事実ですが、基本的な問題点は、今の市民一人ひとりの自治能力が低下しているということです。人と人との関係を結ぶ能力も落ちている、コミュニケーション能力が落ちている、コンセンサスをお互いに作っていきこうという能力も落ちている。大体、使っている言葉がお互いに通じ合わなくなってきた。みんながコンビニエンスストア型の行動をしているんですよ。お金出すから、それだけのサービスを出してください、できるだけ安くしてください、できるだけたくさんサービスしてください、これで終わっちゃっています。だから、人との関係とか子どもとの関係でも取り結ぶというのは、それなりの魂のパワーが要りますよと、出さない限り人からもらえませんよという関係が見えていないですね。

だから、全部その負荷が、学校、行政にどんと返ってきています。それが正義だみたいな間違った発想があります。結局、自分たちの税負担として返ってきたら、知らないということでしょう。その繰り返しで1,100兆円であると思います。だから、早くそれを脱却しないと日本は滅びると思っています。そういうアクティビティとか自治能力を地域で回復していかないとという意味で学校にも期待していますが、自治協議会に学校の先生も入ってもらいたいと思う。駐在さんも郵便局の配達にも入ってもらいたいとも言っています。そうしないと、本当に分からないと思います。

**【樋口委員】** 壱分小学校区は、校長先生、教頭先生が会議に来ていただき、PTAも入っている学校とはきちんとつながっていける関係ができつつあるかと思います。学校側も色んなことを期待してくださっているし、金銭面も協力してくれているので、このまま進めば、目指すべきところへ、どう、いつ到達できるかということだと思います。

**【中川委員長】** 私の体験ですが、校長先生、教頭先生、それから地域の担当の先生、それぞれおられますが、卒業式では真っ向から対立する関係で大喧嘩しましたが、それがPTAあるいは地域の役員が全員の人の柄を知っていて、仲良くしているものですから、もういい加減にしたらと終わったことがあります。見て見ぬふりをするけども、ここでまはやめたらと。つまり、両方を地域の人が見ているわけですから。学校に対してそういう地域の力が出てくるときはあります。それが内部だけでおさまってしまってるから、凄く険しくなるます。ガラス張りの中でやっていると、割とおさまってし

まうのもあります。

それでは第1章です。

【事務局】 第1条、第2条、第3条ですが、特に意見はいただいてませんが、津田委員から、以前の条例等の体系図があればということでしたので、その当時作ったものから条例等を反映したものの用意しております。

【中川委員長】 これについては、特段よろしいでしょうか。それでは、以上で全て審議が終わりました。確認いたします。

解説で変更すべき箇所あるいは補強すべき箇所というのは、2カ所出ました。ここについてはきちっとしていただくようにお願いします。条文については、改正すべき、変更箇所はないというのが当委員会の結論です。

それでは、今後の見通しとか予定とかについて御協議いただけますでしょうか。

【事務局】 それでは、条文解説変更箇所という資料を用意しております。

事務局より資料説明

【中川委員長】 これまでの検討を踏まえた条文改正の分と、解説の加筆部分となります。これについて、何かまだお気付きの点、御意見ございますか。

【樋口委員】 市民投票についてですが、44条は制定しましたということでもいいと思いますが、45条はその手続となりますので、どういう手続で市民投票ができるかと。それは、投票条例に基づきということになりますが、44条、45条で制定しましたというのが2つ並んでいるのがどうかと思いました。制定し、それに基づいてこういうことをやっていけるというような書きぶりがいいのかと思います。

【事務局】 平成26年度このような項目を定めた条例を制定したことにより、今後はこの条例に基づいて手続等を行っていくこととなりますというような表現にしたいと思います。

【中川委員長】 そうですね。そういうように書き足しておいてください。他はございませんか。では、条文、解説変更箇所は、今、樋口委員からの補足意見があったように加筆することと合わせて御了解いただけますか。

(「はい」の声あり)

以下、次回日程決定後終了。

— 了 —